

追加及び拡充施策について（案）

【背景】

熊本市生涯学習指針の策定について、国の大きな方向性を踏まえつつ検討していく必要があります。

施策の追加及び拡充にあたっては、平成30年6月に閣議決定された「(第3期)教育振興基本計画」を踏まえるとともに、地域住民等が支え合い、地域とともに創っていく「地域共生社会の実現」の基本的考え方に沿って、現行の指針策定からの社会的変化や、市民ニーズの変化を踏まえ検討することとします。

【第1回熊本市生涯学習指針策定委員会会議】

資料1 議事録要旨のとおり。

【第1回専門部会 H30.8.21】

1 新指針の推進施策の拡充・追加事項について

- (1) 追加・拡充施策については、①国の第3期教育振興基本計画、②少子高齢化の問題（地域共生社会づくり）、③熊本地震からの創造的復興の3つを大きなテーマとする。
- (2) 「人生100年時代」。80歳が100歳になるこの20年間の生涯学習をどう担保するか。それが少子高齢化の大きな課題であり、その答えが地域共生社会という形で表れる。
- (3) 地域共生社会については、政策（サービス）の受け手が、送り手になるような仕組みづくりが必要である。
- (4) 障がい者の生涯学習の推進については、障がい者自身の生涯学習とともに、障害福祉についての正しい学習や理解が求められる。教育と福祉をどう結びつけていくかが鍵になる。
- (5) 障がい者を含めたすべての人々が、共に学びあえるような共生社会の実現を目指す。
- (6) ボランティアについては体系図の中に見えるようにした方がよい。
- (7) 人づくりからまちづくりにシフトしていく。まちづくりの担い手を養成するのが生涯学習の場である。

2 追加施策について

Ⅲ－①学習成果を生かす場の創出

エ 地域と学校との連携協働の推進

国の第3期教育振興基本計画において、「家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働」が目標として掲げられています。

幅広い地域の住民や、多様な機関・団体等の参画協働を通じた地域と学校との協働活動の推進を図るとしています。

本市においても、学校・家庭・地域連携協力推進事業等を推進していきます。

オ 熊本地震の体験や教訓を生かした取組の推進

熊本地震に伴う様々な経験を通じて、改めて地域が持つ力・市民一人ひとりが持つ力の大きさと重要性を実感したところであり、今回の震災によって得た多くの教訓を共有し、防災に関する教育や、防災・減災のまちづくりを生涯学習により推進していきます。

Ⅲ－② 生涯学習を通じた共生社会の実現

ア 高齢者を含むすべての人々の生涯学習推進による地域共生社会の実現

国の第3期教育振興基本計画では、「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」を教育政策の目標として掲げられています。

高齢者を含め、すべての人々が、地域において、世代を超えて互いに交流しながら、地域や暮らし、各々の生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」を実現するため、多様な技術・経験を有するシニア層の取組など各地域における優れた取組の普及・啓発を促進し、誰もが生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境を整備することとしています。

本市においても、すべての人々が、生涯学び、活躍できる「地域共生社会」の実現を目指します。

イ 障がい者の生涯学習推進による共生社会の実現

国の第3期教育振興基本計画では、「障害者の生涯学習の推進」を教育政策の目標として掲げられています。

「障害者権利条約」の批准や「障害者差別解消法」の施行等も踏まえ、障がい者が、生涯を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯教育やスポーツ、文化等の様々な学習機会を横断的かつ総合的に推進していくものとしています。

本市においても、関係部署と連携を図りながら、障がい者を含めたすべての人々が、共に学びあえる、「共生社会」の実現を目指します。

3 拡充施策について

Ⅱ－①市民ニーズ等に対応した学習支援

イ 家庭・地域の教育力の向上

近年、急速な少子高齢化や単身世帯の増加、生活スタイルの変化等により、地域における人と人のつながりが希薄になりつつあり、これまで地域コミュニティが担ってきた子育てなどの相互扶助機能が低下しています。

子どもの発達段階や、今日的な課題を含め、教育の原点である家庭教育について学ぶことがますます重要になってきています。それらを通じて得た経験や、人々とのつながりを家庭・地域の教育に生かしていくことが必要です。

4 その他

Ⅱ－①市民ニーズ等に対応した学習支援

ウ 現代的・社会的な課題や市民ニーズに対応する学習の充実

(現指針)

- 人権意識の高揚 ○男女共同参画の推進 ○高度情報化社会への対応 ○食育の推進
- 環境問題への対応 ○国際化への対応 ○消費者問題への対応 ○防災学習の推進
- スポーツの振興・健康づくりの推進 ○文化芸術の振興および文化財の保全・活用

(新指針案)

- 人権意識の高揚 ○男女共同参画の推進 ○食育の推進 ○環境問題への対応
- 国際化への対応 ○消費者問題への対応 ○青少年の健全育成

青少年の健全育成については、現指針で取組んでおりますが、青少年を取り巻く現代的・社会的環境の変化を踏まえ、体系図に追加します。

なお、高度情報社会への対応は、Ⅱ－①－ア「ライフステージに応じた学習機会の充実」、防災学習の推進は、Ⅲ－①－オ「熊本地震の体験や教訓を生かした取り組みの推進」に統合し、スポーツの振興・健康づくりの推進、文化芸術の振興および文化財の保全・活用は、Ⅱ－②「学習活動を支える施設等の機能充実」に移動し対応します。